

農業者・産地の皆様へ

国内産麦・大豆・新規需要米の需要開拓の取組を支援します。

事業名と予算額

自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業 27億円 (22年度当初予算)

事業実施主体

県協議会(3月に実施する公募により決定)及び 地域協議会

事業の内容(1)

1, 需要拡大に資する生産技術を導入する取組

(1) 需要に応じたパン・中華めん用小麦品種の作付に取り組んだ場合の支援です。

助成対象面積(注) 10aあたり、1,500円を交付します。

(注)助成対象面積 = (23年産の作付面積の合計) - (「需要即応型生産流通体制緊急整備実施要領」別記2の第1の1(1)ウで対象となった面積22年産の作付面積) とします。

また、「民間流通促進対策実施要領」に基づく播種前契約の締結をしていることが必要です。

(2) **大豆300A技術の実証展示ほの設置**に取り組んだ場合の支援です。

対象技術

大豆300A技術

- ・耕耘同時畝立て播種栽培技術
- ・無培土・狭畦密植栽培技術
- ・有芯部分耕栽培技術
- ・立毛間播種技術 など

助成金額

実証展示ほの面積(注)
10aあたり、15,000円
を交付します。

(注)上記のほか、大豆の作柄安定化に資する革新的な耕耘・播種技術であり、県協議会が特に振興・普及する必要があると認めるものについては、所定の手続きにより対象技術とすることができます。

(注)原則として、1ha以上の取組として、1地区あたり最大10haを限度とします。

生産者(営農集団)の**全大豆面積**で300A技術を導入した場合の経営への効果を検証するとして、10haでの実証事業を組むことも可能です。

実証ほの設置に当たって生産者に交付される助成金(15,000円/10a【10haでは150万円】)を、**耕うん同時畝立て播種機などの300A技術用の機械購入費用に充てる**ことができます。

→ **事業終了後も300A技術が継続的に実施できます!!**



事業の内容(2)

2, 産地・生産者と食品製造業者等との結びつきを強化する取組

(1)大豆の複数年契約栽培に取り組んだ場合の支援です。

栽培契約の締結

(ア)22年産から3か年以上にわたる栽培契約

産地品種銘柄等の種類、数量、価格及び生産した年度内に売り渡すことを含む契約に限ります。
2年目以降の契約数量が初年目の契約数量を下回らないようにしてください。
原則として、播種前に栽培契約を締結してください。

(イ)既に21年度より「需要即応型生産流通体制緊急整備実施要領」別記2の第1の2(1)イに基づき助成対象とされた契約

助成金額

上記(ア)の契約の場合、

(22年度の販売契約数量) × (60kgあたり3,000円)を交付します。

上記(イ)の契約の場合、(22年度の販売契約数量) × (60kgあたり1,000円)を交付します。
原則として、助成対象数量は22年産大豆のうち、当該年度内に販売された数量とします。

(2)米粉用米・飼料用米の複数年契約栽培に取り組んだ場合の支援です。

栽培契約の締結

・22年産から3か年以上にわたる栽培契約

産地、数量、価格及び生産した年度内に売り渡すことを含む契約に限ります。
2年目以降の契約数量が初年目の契約数量を下回らないようにしてください。
原則として、播種前に栽培契約を締結してください。

助成金額

(22年度の販売契約数量) × (60kgあたり500円)を交付します。

原則として、助成対象数量は22年産米のうち、当該年度内に販売された数量とします。

事業申請方法

事業を行おうとする地域協議会は、事業実施計画書及び助成金交付申請書を作成します(1)。

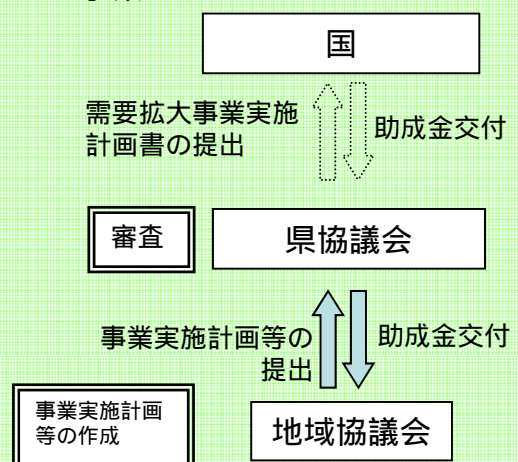
地域協議会は、の書類を県協議会(2)に提出します。

県協議会は、地域協議会から提出された事業実施計画書の内容を審査します。

県協議会は、提出された事業実施計画書について需要拡大効果等を総合的に評価し、助成金の交付を決定します。

- 1 事業実施計画書及び助成交付申請書の様式や提出時期等は、県協議会が作成する「業務方法書」に定められます。
- 2 県協議会は、3月実施の公募により決定されます。

事業スキーム



お問い合わせ先 … 北陸農政局生産経営流通部農産課 (電話:076-232-4302)